

<宿泊等の使用料>

(別表)

減免率	項 目
1/2 減 額	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が18歳以上である事業に限る。）における18歳以上の方
免 除	京都市立学校の教職員が行う、その職務に係る研修
その都度 定める額	その他、花背山の家所長が特別な理由があると認める場合

備考 1 上表のうち「青少年健全育成団体」とは子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者育成支援事業を実施する団体を指す。

<研修室等の使用料>(研修室・プレイホール・グラウンド・テニスコート)

免 除	当該団体構成員全員の宿泊等使用料が「免除」の場合
1/2 減 額	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が18歳以上である事業に限る。）における18歳以上の方が使用する場合
	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が高校生である事業に限る。）におけるボランティア引率者及び高校生が使用する場合

備考 1 上表のうち「青少年健全育成団体」とは子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者育成支援事業を実施する団体を指す。

2 上表のうち「高校生」とは、高等学校（高等学校に相当する各種学校を含む）に在籍する生徒を指す。

3 上表のうち「引率者」とは当該団体に所属し、指導的な立場にある者を指し、保護者・高校生以下の者を含まない。